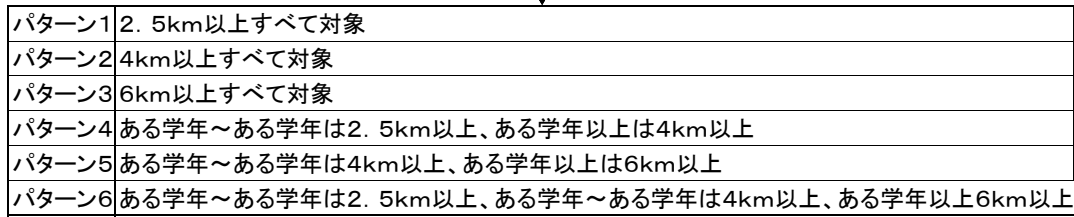


平成 25 年 7 月 17 日

玄海町立小中学校基本構想等検討委員会 通学作業部会（＃ 2）

1. 開会
2. 協議事項
 - （1） 通学方法について
3. その他
 - （1） 放課後児童の対応について（検討状況）
4. 次回開催について
5. 閉会



	2. 5km未満			2. 5km～4km未満			4km～6km未満			6km以上		
	全員	ある学年	対象外	全員	ある学年	対象外	全員	ある学年	対象外	全員	ある学年	対象外
2. 自転車	①	②	③	⑥	⑦	⑧	⑪	⑫	⑬	⑰	⑱	⑲
3. バス		④	⑤		⑨	⑩	⑭	⑮	⑯	⑳		

2. 通学路の定義

(1) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令

第四条 政令で定める通学路(国が整備費を補助する)は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校(特別支援学校の小学部を含む。)若しくは幼稚園又は保育所(以下これらを「小学校等」という。)に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

(2) 小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針

第2章施設計画-第1節校地計画-第3 通学環境

2 通学経路

- (1) 交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。
- (2) 地域の実状に応じ、教育的な体験の場としても意義のあるような通学経路を設定することのできるよう考慮されていることも有効である。(小学校施設整備指針のみ)

2. 通学距離の基準

(1) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第四条 適正な学校規模の条件

第一項 適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

第三項 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

(2) 小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針

第3 通学環境

1 通学区域

- (1) 児童生徒が疲労を感じない程度の通学距離を確保することが望ましい。
- (2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する小中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- (3) 通学区域を設定する場合には、児童生徒の居住分布等を適正に考慮することが望ましい

3. 通学の現状

		有徳小	値賀小	有浦中	値賀中	計
通学方法 (対象者数)	徒歩等					
	自転車					
	バス					
	計					
通学距離 (図上)	0～2 km					
	2.1～4 km					
	4.1～6 km					
	6.1 km以上					
	計					

4. 通学(路)における課題

- ①歩道が無く、道路が狭小で車と子供の接触の懸念
- ②交通量が多く、横断歩道での車と子供の接触の懸念
- ③人通りが少ない場所での、子供への声掛け等の懸念
- ④送迎車両が多い